

保護者の方へ

学校法人 尾道学園
尾道中学校・高等学校

出席停止についてお知らせ

学校においては、感染症予防上必要があるときは、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。この「出席停止」の場合は、欠席の扱いにはなりません。出席停止の措置をとるにあたっては、医師の証明が必要となります。

他の生徒への感染の恐れがなくなり、登校できるようになりましたら、医師の証明書を担任まで提出してください。

..... 切 り 取 り 線

出席停止証明書

尾道中学校・高等学校長 様

中学校・高等学校（普通科・工業科）年.....組 氏名.....

1 病 名

2 停止期間月.....日 ~月.....日 まで

上記の理由で加療していましたが、感染症予防上、登校して支障がないと認めます。

平成年月日

医療機関名

医 師 名印